

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定計量器定期検査の実施（六件）……………一
- …（生活文化局計量検定所検査課）…
- 建築基準法による一団地の区域……………三
- …（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
- 都営住宅の廃止……………三
- …（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…
- 都営住宅の使用料の変更……………四
- …（同）…
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………八
- …（同）…
- 都営改良住宅の廃止……………九
- …（同）…
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………一〇
- …（同）…
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………二
- …（同）…
- 令和三年度狩猟免許試験の実施……………二
- …（環境局自然環境部計画課）…
- 令和三年度狩猟免許更新のための適性試験及び講習の実施……………三
- …（同）…
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………四
- …（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）…
- 平成七年東京都告示第三百三十二号（東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部改正……………六
- …（会計管理局管理部長金管理課）…

- 令和三年東京都告示第五百七十号（道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託）の一部改正……………六
- …（警視庁）…
- 令和三年東京都告示第五百七十一号（道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託）の一部改正……………六
- …（同）…

### 訓令（教）

- 職員勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………六

### 告示（教）

- 博物館の登録抹消……………六
- 博物館に相当する施設の指定……………六

### 規則（公）

- 東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……………九

### 告示（公）

- 指定講習機関の特定講習の休止……………九

### 告示（水）

- 昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部改正……………九

### 公 告

- 開発行為に関する工事完了……………九
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………九
- …（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 令和三年度危険物取扱者保安講習の実施……………三
- …（東京消防庁）…

### 雑 報

- 東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定の廃止……………三
- …（東京都職員共済組合）…
- 東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定……………三

## 告 示

- 東京都職員共済組合の役員の退職及び就職……………三
- …（同）…
- 正 誤
- 令和三年三月十七日付東京都告示第二百七十八号……………三
- …（都市整備局都市基盤部街路計画課）…

### ●東京都告示第六百八十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年四月三十日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 福生市
- 二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和三年六月二十一日から同年七月二日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所
  - 一 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
  - 二 一）のほか、東京都計量検定所（江東区

新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第六百八十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年四月三十日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 羽村市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和三年六月一日から同年十月日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第六百九十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年四月三十日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 昭島市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和三年六月十一日から同年七月二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第六百九十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十

一条第二項の規定により告示する。

令和三年四月三十日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 青梅市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和三年六月三日から同年七月二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第六百九十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年四月三十日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 三鷹市、町田市、日野市及び多摩市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が

<p>二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。</p> <p>三 検査期日 令和三年六月十日から同年七月十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)</p> <p>四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所</p> <p>五 指定定期 検査機関 の名称 一般社団法人東京都計量協会</p>	<p>令和三年四月三十日 東京都計量検定所長 戸澤 互</p> <p>一 検査地域 青梅市、羽村市、あきる野市、日の出町及び奥多摩町</p> <p>二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)</p> <p>三 検査期日 令和三年六月三日から同月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)</p> <p>四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所</p> <p>五 指定定期 検査機関 の名称 一般社団法人東京都計量協会</p>	<p>令和三年四月三十日 東京都多摩建築指導事務所長 浅井 勉</p> <p>一 対象区域の地名地番及び認定年月日 対象区域の地名地番 昭島市もくせいの杜一丁目四番一 令和三年三月三十一日</p> <p>二 認定計画書の縦覧場所 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)</p> <p>●東京都告示第六百九十五号 次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。 令和三年四月三十日 東京都知事 小池 百合子</p>
<p>名 称</p> <p>八幡山アパート (14号棟)</p> <p>下馬アパート (34号棟)</p> <p>天沼アパート (2、3、4号棟)</p> <p>桐ヶ丘アパート (E-37号棟)</p> <p>桐ヶ丘アパート (E-38、E-39号棟)</p>	<p>位 置</p> <p>世田谷区八幡山三丁目三十七番</p> <p>世田谷区下馬二丁目三十一番</p> <p>杉並区天沼二丁目三十番</p> <p>北区桐ヶ丘一丁目一番</p> <p>同右</p>	<p>構造及び規模</p> <p>中層耐火 四七・九平方メートル</p> <p>同右 六四・三平方メートル</p> <p>同右 二九・七平方メートル</p> <p>同右 五六・五平方メートル</p> <p>同右 五六・六平方メートル</p> <p>戸 数</p> <p>三二戸</p> <p>一六戸</p> <p>八七戸</p> <p>三二戸</p> <p>六四戸</p>

桐ヶ丘アパート  
(E-42号棟)

同右

同右

五二・三平方メートル

五〇戸

桐ヶ丘アパート  
(E-44号棟)

同右

同右

三三・四平方メートル

五戸

同右

同右

同右

五二・三平方メートル

三五戸

第3板橋富士見町アパート  
(7号棟)

板橋区富士見町二十六番

同右

三二・六平方メートル

一八戸

同右

同右

同右

五二・三平方メートル

三五戸

西瑞江第2アパート  
(1、2、7、8号棟)

江戸川区西瑞江四丁目二十四番

同右

同右

二二〇戸

●東京都告示第六百九十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の

ように変更し、令和三年五月一日から実施するので、同条

第三項の規定により告示する。

令和三年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)		中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	49,800
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)		中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	91,900
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)		港区芝5-18	34.3	1	33,100	71,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)		港区芝5-18	42.2	1	40,900	78,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート(7号棟)		新宿区戸山2-7	38.8	2	32,200	64,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート(16号棟)		新宿区戸山2-16	38.8	1	32,400	64,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート(16号棟)		新宿区戸山2-16	42.3	1	35,500	75,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート(17号棟)		新宿区戸山2-17	38.3	1	32,100	65,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート(20号棟)		新宿区戸山2-20	38.3	1	32,100	65,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート(30号棟)		新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	77,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート(4号棟)		新宿区戸山2-4	38.3	1	32,500	68,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート(11号棟)		新宿区戸山2-11	40.3	1	35,000	75,400
一般都営	中層耐火	花園町アパート(2号棟)		新宿区新宿1-15	32.6	1	27,500	72,200
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)		新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,200	46,200
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(2号棟)		新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,200	46,200
一般都営	中層耐火	弁天町第2アパート(1号棟)		新宿区弁天町163	39.0	1	31,900	74,100
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート(1号棟)		新宿区新宿6-13	42.2	6	36,200	59,200
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)		新宿区戸山3-18	37.3	1	32,900	65,400
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート(14号棟)		文京区本郷1-15	35.8	1	30,500	59,300
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート(15号棟)		文京区本郷1-35	37.3	2	33,200	61,800
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(15号棟)		文京区本駒込4-35	42.2	3	36,200	60,100
一般都営	高層耐火	台東小島アパート(2号棟)		台東区小島1-5	43.5	1	33,500	37,400
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート(1-2-10号棟)		台東区下谷1-2	35.4	1	28,300	37,700
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(35号棟)		墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	45,300
一般都営	中層耐火	文花一丁目アパート(13号棟)		墨田区文花1-30	69.4	1	50,400	62,400
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)		墨田区太平4-2	42.9	1	31,000	44,500
一般都営	高層耐火	白鰯東アパート(5号棟)		墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	64,500
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)		墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	71,700
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)		江東区亀戸7-57	42.2	1	34,400	48,500
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(26号棟)		江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	49,500
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(51号棟)		江東区辰巳1-9	33.4	1	26,100	48,000
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(3号棟)		江東区南砂5-24	33.4	1	26,000	40,600

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(13号棟)		江東区南砂5-24	33.4	1	26,000	40,600
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(3号棟)		江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	49,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(5号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	38,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(8号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	38,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(13号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	38,900
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(21号棟)		江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	49,500
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)		江東区南砂4-4	37.9	1	30,700	48,100
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)		江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	45,400
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)		江東区北砂1-3	39.5	1	31,600	51,000
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)		江東区北砂1-3	42.0	3	33,600	52,800
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(3号棟)		江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	79,800
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)		江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	79,800
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート(4号棟)		江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	87,700
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)		江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	65,900
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)		品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	72,500
一般都営	中層耐火	南蒲田二丁目アパート(7号棟)		大田区南蒲田2-20	42.4	1	35,900	65,000
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)		大田区矢口12-21	32.9	1	26,000	35,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)		大田区矢口2-21	36.5	1	28,800	38,000
一般都営	高層耐火	西糺谷二丁目アパート(2号棟)		大田区西糺谷2-23	42.2	1	34,200	60,300
一般都営	中層耐火	西糺谷二丁目第2アパート(5号棟)		大田区西糺谷2-26	39.0	1	31,300	51,900
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)		大田区大森東1-31	59.6	2	49,900	81,900
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(3号棟)		大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	81,900
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)		大田区大森東1-36	59.6	6	49,900	81,900
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート(1号棟)		世田谷区梅丘1-37	42.3	1	34,500	73,000
一般都営	中層耐火	上用賀六丁目アパート(1号棟)		世田谷区上用賀6-30	55.9	1	46,700	90,800
一般都営	中層耐火	赤堤三丁目アパート(7号棟)		世田谷区赤堤3-1	55.9	1	48,100	109,300
一般都営	中層耐火	碓氷五丁目アパート(3号棟)		世田谷区碓氷5-3	36.2	1	28,700	64,400
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(1号棟)		世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,200	72,700
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(3号棟)		世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,200	72,700
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)		渋谷区広尾5-7	37.9	2	35,700	83,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-2号棟)		渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,300	80,900
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-3号棟)		渋谷区広尾5-7	34.3	5	32,300	80,900

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	笹塚三丁目アパート(1号棟)	渋谷区笹塚3-3	36.4	1	31,100	74,200
一般都営	中層耐火	渋谷本町二丁目アパート(2号棟)	渋谷区本町1-62	38.8	1	34,300	78,300
一般都営	中層耐火	松ノ木二丁目アパート(10号棟)	杉並区松ノ木2-24	51.0	1	38,600	72,200
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀ノ内3-49	37.9	1	28,000	43,400
一般都営	中層耐火	方南二丁目アパート(2号棟)	杉並区方南1-38	41.9	1	31,800	60,200
一般都営	中層耐火	池袋本町三丁目アパート(1号棟)	豊島区池袋本町3-9	42.3	6	34,400	64,900
一般都営	中層耐火	池袋本町三丁目アパート(1号棟)	豊島区池袋本町3-9	39.0	3	31,700	59,800
一般都営	高層耐火	北大塚一丁目アパート(10号棟)	豊島区北大塚1-15	38.2	1	31,000	63,900
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(3号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	70,100
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)	北区王子3-23	40.7	1	31,800	53,300
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(3号棟)	北区滝野川3-63	36.7	1	28,100	46,800
一般都営	中層耐火	荒川一丁目アパート(12号棟)	荒川区荒川1-53	39.0	1	27,500	57,700
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(7号棟)	板橋区新河岸2-10	36.4	1	25,800	32,400
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,500	34,700
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(10号棟)	板橋区新河岸2-10	36.2	1	25,800	33,400
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(12号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	28,000	37,300
一般都営	中層耐火	常盤台四丁目アパート(12号棟)	板橋区常盤台4-7	55.9	2	43,300	84,600
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第3アパート(3号棟)	板橋区前野町5-18	55.9	1	43,100	78,900
一般都営	中層耐火	前野町六丁目第2アパート(3号棟)	板橋区前野町6-51	55.9	2	40,000	78,000
一般都営	中層耐火	早宮四丁目アパート(1号棟)	練馬区早宮4-17	51.0	1	40,000	78,100
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(2号棟)	練馬区春日町3-27	55.9	1	43,800	86,500
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(12号棟)	練馬区北町6-12	48.1	2	37,800	76,100
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(18号棟)	練馬区北町6-18	48.1	1	37,800	76,100
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(2号棟)	練馬区北町6-2	55.9	1	44,300	89,200
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(2号棟)	練馬区関町北3-9	51.0	1	40,200	80,700
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(3号棟)	練馬区関町北3-9	62.1	1	49,000	98,300
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(4号棟)	練馬区関町北3-9	62.1	1	49,000	98,300
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(1号棟)	練馬区北町8-31	55.9	1	43,300	80,500
一般都営	中層耐火	早宮二丁目第2アパート(10号棟)	練馬区早宮3-36	55.9	1	43,900	85,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区南田中3-31	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(6号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	47,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(7号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	47,500

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	南田中アパート(9号棟)	練馬区高野台1-1	37.0	1	26,700	50,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(39号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(23号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目アパート(1号棟)	練馬区関町南2-15	55.9	1	43,200	80,100
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第3アパート(4号棟)	練馬区春日町4-4	55.9	1	43,400	79,200
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	2	47,200	93,200
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート(3号棟)	足立区西保木間3-17	48.1	1	34,600	55,400
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目第2アパート(10号棟)	足立区西保木間3-11	42.2	1	29,400	46,400
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(3号棟)	足立区西保木間1-3	48.1	1	35,300	61,500
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(4号棟)	足立区西保木間1-3	55.9	1	41,000	71,500
一般都営	中層耐火	烏根四丁目第2アパート(1号棟)	足立区烏根4-29	59.6	2	43,800	78,400
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(1号棟)	足立区青井4-36	59.6	3	44,400	84,600
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(5号棟)	足立区六月1-33	33.4	1	22,700	36,400
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート(2号棟)	足立区六月2-8	59.6	1	43,200	71,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	32,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(3号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,400	34,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(13号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	38,900
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(19号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	38,900
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(11号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,200	37,700
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(13号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	26,600	39,700
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(10号棟)	足立区六太1-5	33.4	1	22,600	34,600
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	43,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(5号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	25,800	37,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(22号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	25,800	37,400
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(1号棟)	足立区花畑2-11	39.0	1	26,500	41,800
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート(1号棟)	足立区青井3-10	51.0	1	37,300	66,900
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,500	65,200
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(2号棟)	葛飾区東金町5-30	55.9	1	41,000	68,600
一般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート(8号棟)	葛飾区西新小岩3-21	55.9	1	41,600	57,800
一般都営	中層耐火	堀切八丁目アパート(1号棟)	葛飾区堀切8-11	51.0	1	38,000	68,900
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,300	42,600

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート(1号棟)		江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	66,700
一般都営	中層耐火	本一色町アパート(2号棟)		江戸川区本一色3-33	53.6	1	40,600	63,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	77,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	77,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目第2アパート(1号棟)		江戸川区清新町2-2	74.9	1	61,800	109,600
一般都営	中層耐火	八王子高倉町第2アパート(1号棟)		八王子市高倉町12-4	59.6	1	34,500	66,100
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-7号棟)		八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	75,100
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(5号棟)		立川市富士見町6-55	52.4	2	29,000	52,300
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(5号棟)		立川市富士見町6-57	42.3	1	23,400	42,200
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(4号棟)		三鷹市上連雀7-24	51.0	1	37,100	73,400
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(7号棟)		三鷹市上連雀9-37	62.1	1	45,900	94,200
一般都営	高層耐火	中原四丁目第1アパート(2号棟)		三鷹市中原4-17	43.9	1	31,100	56,800
一般都営	中層耐火	野崎アパート(1号棟)		三鷹市野崎2-2	51.0	1	35,900	63,400
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート(2号棟)		三鷹市上連雀9-12	51.0	1	37,100	72,600
一般都営	中層耐火	府中美好町一丁目アパート(2号棟)		府中市美好町1-9	62.1	1	39,600	82,500
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート(3号棟)		府中市新町2-57	62.1	2	38,600	86,900
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート(4号棟)		府中市天神町2-10	62.1	1	39,900	90,800
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート(3号棟)		昭島市東町1-15	51.0	3	26,900	57,900
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目アパート(1号棟)		調布市富士見町3-17	62.1	1	38,000	90,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)		調布市国領町3-8	53.5	1	29,800	65,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)		調布市国領町8-1	53.5	2	31,900	77,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(7号棟)		調布市国領町8-1	51.2	2	30,500	74,200
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート(1号棟)		調布市深大寺町8-24	51.0	1	31,100	74,300
一般都営	中層耐火	佐須町アパート(1号棟)		調布市佐須町4-1	55.9	1	35,200	81,100
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(1号棟)		調布市染地1-12	60.2	1	36,500	85,000
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(8号棟)		調布市染地3-3	55.9	1	33,000	72,800
一般都営	中層耐火	金森第6アパート(1号棟)		町田市金森2-29	63.2	1	39,700	76,000
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(3号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	58,300
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(1号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	2	30,400	58,300
一般都営	中層耐火	忠生三丁目アパート		町田市忠生3-6	55.9	1	30,100	54,600
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(4号棟)		町田市忠生4-6	55.9	1	30,300	55,800
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	29,700	57,400

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	30,200	58,400
一般都営	中層耐火	小金井本町二丁目アパート(1号棟)		小金井市本町2-15	39.0	1	20,700	54,000
一般都営	中層耐火	国立東二丁目アパート(2号棟)		国立市東2-26	39.0	1	22,200	58,100
一般都営	中層耐火	田無緑町一丁目アパート(4号棟)		西東京市緑町3-8	58.1	1	36,300	78,200
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート(3号棟)		西東京市緑町3-8	55.9	1	35,100	76,300
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(1号棟)		西東京市南町1-2	48.1	1	28,600	63,100
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(4号棟)		西東京市南町3-23	61.3	1	38,900	89,300
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(1号棟)		西東京市田無町7-6	51.0	1	28,600	62,300
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート(1号棟)		西東京市向台町3-10	51.0	1	29,800	64,600
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート(1号棟)		西東京市向台町3-8	55.9	1	33,100	71,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(2号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	43,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	43,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(4号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(4号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(4号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(5号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	46,300
一般都営	中層耐火	八幡町第1アパート(1号棟)		東久留米市八幡町2-11	38.3	1	20,200	35,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-9号棟)		多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-6号棟)		多摩市諏訪4-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-4号棟)		多摩市諏訪4-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-6号棟)		多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-5号棟)		多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-4号棟)		多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	33,000
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-1号棟)		多摩市愛宕1-2	38.7	3	18,300	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-1号棟)		多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-3号棟)		多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-4号棟)		多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-5号棟)		多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-2号棟)		多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	33,700

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (3-1-2号棟)	多摩市貝取3-1	55.9	1	30,300	53,500
一般都営	中層耐火	稲城松葉アパート (1号棟)	稲城市矢野口1790	55.9	1	29,800	65,100

●東京都告示第六百九十七号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第三  
 条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ  
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使  
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、  
 同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和三年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子



名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
東京街道アパート (25号棟)	東大和市清原三丁目一番地	高層耐火 三四・六平方メートル	五四戸	二六、五〇〇円	六九、七〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	六戸	三〇、九〇〇円	八一、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	同右	三六、七〇〇円	九六、六〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	三六、六〇〇円	九六、五〇〇円
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	四四、〇〇〇円	一一五、七〇〇円
東京街道アパート (30号棟)	東大和市清原一丁目一番地	同右 三四・六平方メートル	五四戸	二六、五〇〇円	六九、七〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	六戸	三〇、九〇〇円	八一、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	同右	三六、七〇〇円	九六、六〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	三六、六〇〇円	九六、五〇〇円
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	四四、〇〇〇円	一一五、七〇〇円
<p>●東京都告示第六百九十八号</p> <p>次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例</p> <p>(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。</p> <p>令和三年四月三十日</p> <p>東京都知事 小池百合子</p>					
下馬アパート (13号棟)	世田谷区下馬二丁目三十四番	中層耐火 二九・七平方メートル	四戸		
同右	同右	同右 五一・三平方メートル	七戸		
同右	同右	同右 五九・四平方メートル	一二戸		
下馬アパート (14、15号棟)	同右	同右 四六・六平方メートル	六四戸		
鎌倉二丁目アパート (4号棟)	葛飾区鎌倉二丁目十七番	同右 三九・〇平方メートル	一六戸		
南小岩二丁目アパート (10、11号棟)	江戸川区南小岩二丁目四番	同右 三六・四平方メートル	六〇戸		

●東京都告示第六百九十九号

東京都管住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和三年五月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和三年四月三十日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	戸山ハイツアパート(24号棟)	新宿区戸山2-24	33.7	1	28,700
改良	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300
改良	中層耐火	長延寺アパート(1号棟)	新宿区市谷長延寺町8	32.6	1	26,300
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート(2号棟)	新宿区富久町22-19	35.5	1	30,200
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(12号棟)	江東区南砂3-11	32.6	2	25,300
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(5号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(14号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	若林四丁目アパート(1号棟)	世田谷区若林4-41	33.4	1	26,300
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート(10号棟)	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,500
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(52-1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-52	51.2	1	44,200
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(53-8号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-53	36.4	1	31,400
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(55号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-55	36.6	2	31,400
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(20号棟)	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,600
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	1	27,900
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート(3号棟)	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,400
再開発	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300

●東京都告示第七百号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和三年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	区画数
桐ヶ丘二丁目アパート 第1駐車場	北区桐ヶ丘二丁目十 五番ほか	七五区画

●東京都告示第七百一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 知識試験

(一) 試験の日時及び場所

試験の日時及び場所については次のとおりとする。

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	開 催 場 所
網猟免許、 わな猟免許、 許、第一 種銃猟免	令和三年 八月二十 二日	午前十時	名 称 所在地
			足立区勤 足立区綾 労福社会 瀬一丁目 館 三十四番 七号

許及び第  
二種銃猟  
免許

同右 同年十月 同右

府中市市 府中市府  
民会館ル 中町二丁  
目二十四  
番地

同右 同年十二 同右  
月四日 足立区綾 足立区綾  
労福社会 瀬一丁目  
三十四番  
七号

同右 令和四年 同右  
一月二十 同右 同右

同右 同年二月 同右  
二十六日 府中市市 府中市府  
民会館ル 中町二丁  
目二十四  
番地

(二) 試験の内容

知識試験は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。ただし、法第四十九条第一号該当者に対する知識試験は、猟具に関する知識について行う。

(三) 対象者

東京都内に住所を有する者で、法第四十条に定める欠格事由に該当しないもの

二 適性試験

(一) 試験の日時及び場所

一(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において午後零時五十分から行う。

(二) 試験の内容

視力、聴力及び運動能力について行う。

(三) 対象者

知識試験に合格した者

三 技能試験

(一) 試験の日時及び場所

一(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において適性試験終了後に行う。

(二) 試験の内容

猟具の取扱方法及び鳥獣の判別について行う。

(三) 対象者

適性試験に合格した者

四 事前申請手続

(一) 狩猟免許を受けようとする者は、東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)又は往復はがきにより事前申請を行うこと。電子申請サービスによる事前申請期間は、実施期日が令和三年八月二十二日、同年十月二日及び同年十二月四日の試験にあつては、同年五月十七日から同年六月四日まで、令和四年一月二十二日及び同年二月二十六日の試験にあつては、令和三年十月十八日から同年十一月五日までとする。往復はがきによる事前申請は、各試験の実施期日に対応する電子申請サービスによる事前申請期間の末日の消印まで有効とし、「令和三年度東京都狩猟免許試験の申込み」と明記するほか、次に掲げる事項を記載し、東京都環境局自然環境部計画課鳥獣保護管理担当(郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階)に送付すること。

ア 住所

イ 氏名(振り仮名を付すこと。)

ウ 電話番号

エ 生年月日

オ 五に記載する狩猟免許申請場所の希望

東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課のうちから一箇所

カ 受験希望日

令和三年五月十七日から同年六月四日までの事前申請にあつては、同年八月二十二日、同年十月二日及び同年十二月四日のうちから第一希望日及び第二希望日を記載すること。

令和三年十月十八日から同年十一月五日までの事前申請にあつては、令和四年一月二十二日及び同年二月二十六日のうちから第一希望日及び第二希望日を記載すること。

キ 受けようとする狩猟免許の種類

網、わな、第一種、第二種

複数選択可

ク 有効な狩猟免許保有の有無

(二) 事前申請者数が定員(各回百名程度)を超えた場合、抽選により五に記載する狩猟免許申請をすることができるときを決定し、令和三年五月十七日から同年六月四日までの事前申請を行った者に対しては同月十八日までに、同年十月十八日から同年十一月五日までの事前申請を行った者に対しては同月十九日までに狩猟免許申請の可否を通知する。

なお、狩猟免許申請をすることができる者に対しては、申請日時、申請場所、受験日、その他注意事項等を併せて通知する。

(二) 事前申請の対象者は、東京都内に住所を有する者で、法第四十条に定める欠格事由に該当しないものとする。

五 狩猟免許申請手続

(一) 四の事前申請を行い都から狩猟免許申請ができる旨の通知を受けた者は、狩猟免許申請書に所定の事項を記入し、次に掲げるものを添えて、都が指定した申請日時及び申請場所へ申し込むこと。

ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

イ 狩猟免許申請手数料として、狩猟免許の種類ごとに五千二百円。ただし、法第四十九条第一号該当者は、狩猟免許の種類ごとに三千九百円

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては当該許可に係る許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し一通、同号の規定による許可を現に受けていない者にあつては法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証する、申請前六月以内に作成された医師の診断書一通

エ 申請前六月以内に交付された住民票一通。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定

による許可を受けている者にあつては、不要

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の原本を提示すること。

六 その他

(一) 狩猟免許試験を受け、これに合格した者は、その種類ごとに狩猟免許が与えられ、当該免許の有効期間は、その試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までである。

(二) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

●東京都告示第七百二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第五十一条第二項に規定する適性試験及び同条第四項に規定する講習(以下「適性試験及び講習」という。)を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。)第五十九条第二項において準用する規則第五十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 狩猟免許更新申請手続

(一) 狩猟免許更新者は、狩猟免許更新申請書に所定の事項を記入し、次に掲げるものを添えて、令和三年五月

十七日から同年九月十四日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)に東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ狩猟免許更新申請書等を持参して申し込むこと。

ただし、本人が直接申請しない場合にあつては、次のカに掲げるものの提出は不要とし、二(二)に掲げる適性試験実施日のうち、本人が受験を希望する日の五日前(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)までに東京都環境局自然環境部計画課又は東京都多摩環境事務所自然環境課へ申し込むこと。

ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

イ 狩猟免許更新申請手数料として、更新を受けようとする狩猟免許の種類ごとに二千九百円

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては当該許可に係る許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し一通、同号の規定による許可を現に受けていない者にあつては法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証する、申請前六月以内に作成された医師の診断書一通

エ 現に受けている狩猟免許(狩猟免許を紛失している場合は、狩猟免許等亡失届)

オ 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、認定鳥獣捕獲等事業者が狩猟について必要な適性を有することを確認した者にあつては、規則第五十九条の二第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面

カ 有効期間更新後の狩猟免許交付用封筒(交付先住所及び氏名を記入したもの。送料は申請者の負担とし、原則、配達の記録が残るものとする。)

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の原本を提示すること。

二 適性試験の日時及び場所

(一) 本人が申請する場合  
東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課における狩猟免許更新申請時に各窓口で行う。

(二) 本人が直接申請しない場合

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	開催場所
網猟免許、 わな猟免許、 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許	令和三年 六月二十 七日	午前十時	都議会議事堂一階 新宿二丁目八番一 号

開催場所	開催期日	開催時刻
立川市市民会館 町三丁目	同年七月 十七日	同右

ましんR 三番二十  
ISUR 号  
Uホール  
第一、第  
六及び第  
七会議室  
都議会議  
事堂一階  
新宿二丁  
目八番一  
号

三 適性試験の内容

- (一) 視力
- (二) 聴力
- (三) 運動能力

四 講習の実施及び内容

狩猟免許更新申請時に配布する次に掲げる事項に係る資料を基に、狩猟免許更新者が自己学習することをもつて講習の実施に代えることとする。

(一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令及び鳥獣保護管理

(二) 鳥獣の判別

(三) 猟具の取扱

五 対象者

東京都内に住所を有する者で、当該適性試験及び講習に係る種類の狩猟免許を有し、かつ、当該免許の有効期限が令和三年九月十四日までであるもの

六 その他

(一) 災害その他やむを得ない事由により、二(二)の開催場所が変更となる場合は、別途通知する。

(二) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、

東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

●東京都告示第七百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項の規定により、令和三年三月一日付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年四月三十日

東京都知事 小池百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社千和富士	新宿訪問介護センター	新宿区大久保1 12 3 404			
株式会社ケア21	ケア21 森下	江東区常盤2 14 8 横山ビル1階	身体障害者	知的障害者	障害児
一般社団法人La Famille	ファミリーヘルパーステーション	大田区池上6-22-2 メゾン・ド・ファミーユ1階	身体障害者	知的障害者	障害児
株式会社愛の羽	愛の羽・そしがや	世田谷区祖師谷1-30-21			
株式会社ケア21	ケア21 船	世田谷区船5 17 14 ブランドール船101	身体障害者	知的障害者	障害児
有限会社龍泉	訪問・居宅介護 よつば会	渋谷区東3-20-2 KIビル1階			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ成増	板橋区成増1 1 9 シャルムドミール成増1階			
株式会社豆の木	訪問介護まめの木	板橋区赤塚1-20-3 ランパンヤマト106			
株式会社Link	ケアサポートLink	練馬区大泉学園町8-30-23 アムールガーデン103			
合同会社なないろ	なないろケア	葛飾区西新小岩4 40 20 マンションサンエイトA202			
ALSOK介護株式会社	かたくり永山	多摩市日取1-57-1			

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
株式会社千和富士	新宿訪問介護センター	新宿区大久保1 12 3 404		
株式会社ケア21	ケア21 森下	江東区常盤2-14-8 横山ビル1階	身体障害者	知的障害者
一般社団法人La Famille	ファミリーヘルパーステーション	大田区池上6-22-2 メゾン・ド・ファミーユ1階	身体障害者	知的障害者
株式会社愛の羽	愛の羽・そしがや	世田谷区祖師谷1 30 21		
株式会社ケア21	ケア21 船	世田谷区船5-17-14 ブランドール船101	身体障害者	知的障害者
有限会社龍泉	訪問・居宅介護 よつば会	渋谷区東3 20 2 KIビル1階		
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ成増	板橋区成増1-1-9 シャルムドミール成増1階		
株式会社Link	ケアサポートLink	練馬区大泉学園町8-30-23 アムールガーデン103		
合同会社なないろ	なないろケア	葛飾区西新小岩4-40-20 マンションサンエイトA202		
ALSOK介護株式会社	かたくり永山	多摩市日取1-57-1		

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会	JBSA同行援護サービス	新宿区百人町2-21-27 ベアーズビル3階	身体障害者	
株式会社豊の羽	豊の羽、そしがや	世田谷区祖師谷1-30-21		
株式会社ケア21	ケア21 船	世田谷区船5-17-14 ブランド・ソル橋101	身体障害者	障害児
合同会社なないろケア	なないろケア	葛飾区西新小岩4-40-20 マンションサンエイドA202		

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人清峰会	浅草みらいド	台東区今戸2-14-3	知的障害者

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社ファーストシーンスマイル	ショートステイ ファーストシーン夢くらぶ 浅草橋	台東区浅草橋1-22-3 5階	障害児		
一般社団法人La Famille	メゾン・ド・ファミーユ	大田区池上6-22-2 メゾン・ド・ファミーユ1階	身体障害者	知的障害者	障害児
社会福祉法人さざんかの会	さらたきのがわショートステイ	北区滝野川3-51-18	身体障害者	知的障害者	精神障害者
社会福祉法人睦月会	Life Design つむぎ	武蔵野市桜堤1-0-6	身体障害者	知的障害者	
社会福祉法人聖ヨハネ会	緑町聖ヨハネ短期入所	小金井市緑町4-5-10	知的障害者		

サービスの種類 自立訓練(機能訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社言語生活サポートセンター	言語生活サポートセンター	杉並区萩森5-20-17 M・プラッツ4階	身体障害者(聴覚・言語)

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
一般社団法人オンブレ・ジャパン	オンブレ・ジャパン	江東区亀戸1-31-7 亀戸センタービル7階	知的障害者	精神障害者
株式会社Kaizen	生活訓練事業所Kaizen立川	立川市栄町3-10-5 大雅ビル2階	精神障害者	

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
社会福祉法人つくしの園	生活学館足立校	足立区足立3-7-16-101	知的障害者	精神障害者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
社会福祉法人清峰会	浅草みらいド「フレスト」	台東区今戸2-14-3	知的障害者			
社会福祉法人あかねの会	あかねの会大泉就労支援室	練馬区東大泉3-3-10	知的障害者			
合同会社ミライネ	アルポーブ	青梅市東吉梅5-3-4 アルポング1階	知的障害者	精神障害者		
社会福祉法人くすのき会	結の里	調布市上石原1-18-48	精神障害者			
一般社団法人 Atelier Michaux	ムジナの庭	小金井市中町4-12-18	内部障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
社会福祉法人清峰会	浅草みらいド「フレスト」	台東区今戸2-14-3
社会福祉法人里田さんさん会	ほーむきらきら社	墨田区墨田2-14-4
株式会社レジデンスキーパー	フローリッシュハウス 大森町	大田区大森甲1-2-8 レジデンスキーパー大森町102
一般社団法人La Famille	メゾン・ド・ファミーユ	大田区池上6-22-2 メゾン・ド・ファミーユ1階
イノセンス株式会社	ジョリハハウス世田谷	世田谷区祖師谷6-32-13
社会福祉法人さざんかの会	さらたきのがわ	北区滝野川3-51-18
株式会社ケアサポート・ウィン	ハウス・ウィン立川	立川市
社会福祉法人睦月会	Life Design つむぎ	武蔵野市桜堤1-0-6
一般社団法人コア	アライボ・ホーム	青梅市
社会福祉法人聖ヨハネ会	緑町聖ヨハネケア・ビレッジ	小金井市緑町4-5-10
株式会社オレンジの風	みかんの樹	日野市平山6-43-27
社会福祉法人おねぞら	グループホームしえろ	日野市帆が丘1-12-13

●東京都告示第七百四号

平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び  
収納代理金融機関)の一部を次のように改正し、令和三年五月一日から施行する。

令和三年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

三の表(一)の部株式会社三重銀行の項中「株式会社三重銀行」を「株式会社三十三銀  
行」に改め、同部株式会社第三銀行の項を削る。

●東京都告示第七百五号

令和三年東京都告示第五百七十号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の  
徴収委託)の一部を次のように改正する。

令和三年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一の表中「株式会社中央自動車学校 江東区塩浜二丁目八番四号」を

「株式会社中央  
丸自動車学校

自動車学校 江東区塩浜二丁目八番四号

式会社日の 目黒区三田一丁目六番二十

七号」に改める。

●東京都告示第七百六号

令和三年東京都告示第五百七十一号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料  
の徴収委託)の一部を次のように改正する。

令和三年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一の表中日の丸総業株式会社日の丸自動車学校の項を削る。

訓 令(教)

●東京都教育委員会訓令第二十一号

職員勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都教育委員会訓令第九  
号)の一部を次のように改正する。  
令和三年四月三十日  
東京都教育委員会

第一条の三中「東京都教育庁処務規則(昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四  
号)第二条に定める教育庁の分課のうち、」を「職務の性質により特別の勤務形態によ  
って勤務する必要のある職員の勤務する職場以外の職場並びにその他の職場で始業及び  
終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務  
運営に支障がないと認めるものとして」に改める。  
別表第一中「いう。」の下に「以下同じ。」を加える。  
別表第三を次のように改める。  
別表第三(第六条関係)

部課事業所	種 別	正 規 の 勤 務 時 間	休 憩 時 間	週 休 日
総務部広報統 計課	広報統計課 に勤務する 職員	時限は、次のとおりとする。 その割振りは、所属長が定め る。 (一) 午前七時から午後三時四 十五分まで (二) 午前七時三十分から午後 四時十五分まで (三) 午前八時から午後四時四 十五分まで	勤務時間中 一時間とし、 その時限は、 所属長が定 める。	日曜日及 び土曜日 とする。



<p>東京都教育相談センター</p>	
<p>次長及び教育相談業務に従事する職員</p>	
<p>(四) 午前八時十五分から午後五時まで                  (五) 午前八時三十分から午後五時十五分まで                  (六) 午前九時から午後五時四十五分まで                  (七) 午前九時三十分から午後六時十五分まで                  (八) 午前十時から午後六時四十五分まで                  (九) 午前十時三十分から午後七時十五分まで                  (十) 午前十一時から午後七時四十五分まで</p>	<p>(四) 午前八時十五分から午後五時まで                  (五) 午前八時三十分から午後五時十五分まで                  (六) 午前九時から午後五時四十五分まで                  (七) 午前九時三十分から午後六時十五分まで                  (八) 午前十時から午後六時四十五分まで                  (九) 午前十時三十分から午後七時十五分まで                  (十) 午前十一時から午後七時四十五分まで</p>
<p>勤務時間中                  一時間とし、その制限は、所属長が定める。</p>	<p>勤務時間中                  一時間とし、その制限は、所属長が定める。</p>
<p>四週間を                  通じ八日とし、所属長が定める。</p>	<p>四週間を                  通じ八日とし、所属長が定める。</p>

  

<p>東京都立中央図書館</p>	
<p>総務課に勤務する職員</p>	<p>サービス部長、企画経営課長、資料管理課長及び情報サービス課に勤務する職員</p>
<p>(一) 午前七時三十分から午後九時十五分まで                  (二) 午前八時から午後四時四十五分まで                  (三) 午前九時から午後五時四十五分まで                  (四) 午前十時から午後六時四十五分まで                  (五) 午後零時三十分から午後九時十五分まで</p>	<p>(五) 午前九時三十分から午後六時十五分まで                  (六) 午前十時から午後六時四十五分まで                  (七) 午後零時三十分から午後九時十五分まで</p>
<p>勤務時間中                  一時間とし、その制限は、所属長が定める。</p>	<p>勤務時間中                  一時間とし、その制限は、所属長が定める。</p>
<p>四週間を                  通じ八日とし、所属長が定める。</p>	<p>四週間を                  通じ八日とし、所属長が定める。</p>

東京都立多摩図書館	図書館に勤務する職員	四時十五分まで (二) 午前八時から午後四時四十五分まで (三) 午前八時三十分から午後五時十五分まで (四) 午前九時から午後五時四十五分まで (五) 午前十時から午後六時四十五分まで (六) 午後零時三十分から午後九時十五分まで	勤務時間中	四週間を
		四週間を通じ一週間について平均三十八時間四十五分勤務するものとし、時限は、次のとおりとする。その割振りは、所属長が定める。 (一) 午前七時三十分から午後四時十五分まで (二) 午前八時から午後四時四十五分まで (三) 午前八時三十分から午後五時十五分まで (四) 午前九時から午後五時四十五分まで (五) 午前十時から午後六時四十五分まで (六) 午後零時三十分から午後	勤務時間中 一時間とし、その時限は、所属長が定める。	四週間を 通じ八日とし、所属長が定める。

九時十五分まで

備考 再任用短時間勤務職員に対する本表の規定の適用については、本表中「三十八時間四十五分」とあるのは「三十一時間」と、「八日」とあるのは「十二日」とし、本表中「日曜日及び土曜日」とあるのは「日曜日、土曜日及び所属長が定める月曜日から金曜日までの五日間のうちの一日」とする。

附則

この訓令は、令和三年五月一日から施行する。

### 告 示 (教)

#### ●東京都教育委員会告示第二十九号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条第二項の規定により、次の博物館に係る登録を抹消した。

令和三年四月三十日

東京都教育委員会

- 一 設置者の名称及び住所 公益財団法人 アルカンシエール美術財団  
品川区東五反田三丁目二十番十四号
- 二 博物館の名称 原美術館
- 三 博物館の所在地 品川区北品川四丁目七番二十五号
- 四 登録番号 第四十五号
- 五 登録抹消年月日 令和三年一月十一日

#### ●東京都教育委員会告示第三十号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定により、アドミューリアム東京を博物館に相当する施設として、次のとおり指定した。

令和三年四月三十日

東京都教育委員会

- 一 設置者の名称及び住所 公益財団法人 吉田秀雄記念事業財団  
中央区銀座七丁目四番十七号

- 二 施設の名称 アドミニアム東京
- 三 施設の所在地 港区東新橋一丁目八番二号
- 四 指定年月日 令和三年四月三十日
- 五 指定番号 第六十六号

### 規則(公)

東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月30日

東京都公安委員会  
委員長 北 井 久美子

#### ●東京都公安委員会規則第4号

東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

東京都暴力団排除条例施行規則(平成23年7月15日東京都公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告示(公)

#### ●東京都公安委員会告示第142号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第14条第1項の規定により、次の指定講習機関から特定講習の休止の許可の申請があり、これを許可したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
令和3年4月30日

東京都公安委員会  
委員長 北 井 久美子  
記

指定講習機関の名称、住所及び代表者氏名	休止する特定講習の種類	休止する期間
日の丸自動車学校 目黒区三田一丁目6番27号 代表取締役 富田 和佳	普通自動車、 大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自動車免許に係る初心運転者講習	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間

### 告示(水)

#### ●東京都水道局告示第六号

昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、令和三年五月一日から施行する。

令和三年四月三十日

東京都水道局長 浜 佳葉子

二 収納取扱金融機関の表(一)納入者から公金を収納する事務を行う機関の部株式会社三重銀行の項を削り、同部株式会社第三銀行の項中「株式会社第三銀行」を「株式会社十三銀行」に改める。

### 公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和三年四月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
住所及び氏名

調布市上石原三丁目三十一番四及び同番八から同番十一まで  
代表取締役 千葉雄二郎

府中市是政一丁目四十八番六の十  
府中市宮町一丁目十九番地の十  
株式会社大内商事  
代表取締役 大内 勝美

西東京市住吉町二丁目二千七百五十番一の一部  
中央区日本橋室町三丁目二番一号  
三井不動産レジデンシャル株式会社  
代表取締役 嘉村 徹

調布市国領町六丁目八番四及び同番四十三  
武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業  
代表取締役 千葉雄二郎

小平市花小金井五丁目五百八十八番九、同番十四、同番二十四、同番三十一、五百九十九番一から同番三まで、五百九十一番一及び五百九十二番八  
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十  
誠賀建設株式会社  
代表取締役 加賀美 誠

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年四月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ヨークフーズ練馬平和台店
- 二 店舗所在地 練馬区早宮二丁目二番二十八号
- 三 設置者名 株式会社ヨーク
- 四 設置者住所 江東区青海二丁目五番十号テレコムセンタービル西棟十二階
- 五 変更前の店舗名 ヨークマート練馬平和台店
- 六 変更後の店舗名 ヨークフーズ練馬平和台店
- 七 変更前の設置者名 株式会社ヨークマート
- 八 変更後の設置者名 株式会社ヨーク
- 九 変更前の設置者住所 千代田区二番町八番地八
- 十 変更後の設置者住所 江東区青海二丁目五番十号テレコムセンタービル西棟十二階
- 十一 変更前の設置者の代表者名 川上 達郎
- 十二 変更後の設置者の代表者名 大竹 正人

- 十三 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヨークマート
- 十四 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヨーク
- 十五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ヨーク
- 十六 変更前の小売業者の住所 千代田区二番町八番地八
- 十七 変更後の小売業者の住所 江東区青海二丁目五番十号テレコムセンタービル西棟十二階
- 十八 変更前の小売業者の代表者名 川上 達郎
- 十九 変更後の小売業者の代表者名 大竹 正人
- 二十 変更日 令和二年六月一日ほか
- 二十一 届出日 令和三年四月一日
- 二十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 二十三 縦覧期間 令和三年四月三十日から同年八月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 二十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 萩原ビル
- 二 店舗所在地 板橋区板橋二丁目一番一号
- 三 設置者名 株式会社萩原商事

- 四 設置者住所 板橋区板橋二丁目二番五号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヨークマートほか一名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヨークほか一名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ヨーク
- 八 変更前の小売業者の住所 港区芝公園四丁目一番四号
- 九 変更後の小売業者の住所 江東区青海二丁目五番十号テレコムセンタービル西棟十二階
- 十 変更前の小売業者の代表者名 杉 伸一郎
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 大竹 正人
- 十二 変更日 令和二年六月一日ほか
- 十三 届出日 令和三年四月一日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和三年四月三十日から同年八月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 若葉ケヤキモール
- 二 店舗所在地 立川市若葉町一丁目七番一号
- 三 設置者名 東神開発株式会社
- 四 設置者住所 世田谷区玉川三丁目十七番一号

<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか十二名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社サンドラックほか九名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社サンドラックほか一名</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 赤尾 主哉(株式会社サンドラック) ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 才津 達郎(株式会社サンドラック) ほか</p> <p>十 変更日 令和三年一月二十四日ほか</p> <p>十一 届出日 令和三年四月二日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和三年四月三十日から同年八月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <hr/> <p>令和3年度危険物取扱者保安講習の実施について</p> <p>消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。</p> <p>令和3年4月30日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>1 講習区分及び受講対象者</p> <p>(1) 講習区分</p>	<p>ア 第1区分(給油取扱所)</p> <p>イ 第2区分(製造所及び一般取扱所)</p> <p>ウ 第3区分(屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び移送取扱所)</p> <p>エ 第4区分(地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所)</p> <p>オ 第5区分(屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所)</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>2 講習の実施日時及び実施場所</p> <p>(1) 実施日時 令和3年6月4日(金曜日)、同年7月5日(月曜日)、同年9月24日(金曜日)、同年12月10日(金曜日)及び令和4年1月19日(水曜日)の5日間 各日とも午後1時から午後5時まで</p> <p>(2) 実施場所 東京消防庁立川都民防災教育センター 立川市泉町1156番地の1</p> <p>3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所</p> <p>(1) 受付期間 令和3年5月6日(木曜日)から各講習日の7日前まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)に定める休日を除く。)</p> <p>なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。</p>	<p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(3) 受付場所 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>4 問合せ先</p> <p>(1) 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係(電話03-3255-2945)</p> <p>5 その他 受講申請書は、各受付場所にて配布する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>雑 報</b></p> <p>●東京都職員共済組合告示第三号 令和二年東京都職員共済組合告示第三号により告示した東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定は、令和三年三月三十一日をもって廃止した。</p> <p>令和三年四月三十日</p> <p style="text-align: center;">東京都職員共済組合 理事長 多羅尾 光 陸</p> <hr/> <p>●東京都職員共済組合告示第四号 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第十二条第一項の規定に基づき、令和三年四月一日付で、東京都職員共済組合理事長の職務代理を行う者として、理事西村泰信を指定した。</p> <p>令和三年四月三十日</p>		

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

東京都職員共済組合の役員の退職及び就職について

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職があつたので、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第十四条第四項の規定に基づき公告する。

令和三年四月三十日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

一 退職役員

役職名 氏名 所 属 退職年月日

理事 矢田部裕文 東京都職員共済組合 令和三年三月

合事務局長 三十一日

同右 山手 斉 東京都総務局長 同日

二 就職役員

役職名 氏名 所 属 就職年月日

理事 西村 泰信 東京都職員共済組合 令和三年四月

合事務局長 一日

同右 黒沼 靖 東京都総務局長 同日

正 誤

○令和三年三月十七日付東京都告示第二百七十八号

ページ一段一行一誤一正

一 中 後から 四

平成二十六年東京都告示第千八百十六号  
平成二十六年東京都告示第千八百十六号

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
七〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、100%再生紙のうえにリサイクルされています。